

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月25日（金）第3174号の4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○住民基本台帳法施行条例施行規則（※）

(市町村課取扱い) 1

## 規

## 則

住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第44号

住民基本台帳法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認情報の提供方法)

第2条 条例第4条の規定による本人確認情報の提供は、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）第21条の電子計算機の操作によるものとし、その送信又は送付の方法については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）によるものとする。

(費用負担)

第3条 条例第5条の開示に要する費用（郵送料を除く。）の額は、書面1枚につき10円とする。

2 書面の送付を求める者は、前項の費用のほか、郵送料を納付しなければならない。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

(条例別表第1の規則で定めるもの等)

第4条 条例別表第1の1の項の規則で定めるものは第1号に掲げるとおりとし、同項の規則で定める事務は第2号に掲げるとおりとする。

(1) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条第2号の私立専修学校又は私立各種学校を設置する者

(2) 次に掲げる事務

ア 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領（平成26年4月1日学法第46号総務部長通知）第4条の学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

イ 鹿児島県私立高等学校等学び直し支援事業交付金交付要領第5条の収入状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、鹿児島県私立高等学校等奨学給付金支給要綱（平成26年9月1日制定）第5条の奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

- 3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
  - (1) 鹿児島県吏員恩給条例（昭和26年鹿児島県条例第57号）第2条第2項の年金である給付（以下この項及び次条第1項において「給付」という。）の請求の受理，その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
  - (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
  - (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 4 条例別表第1の4の項の規則で定めるものは第1号に掲げるとおりとし，同項の規則で定める事務は第2号に掲げるとおりとする。
  - (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）第5条第7項の療養手当又は水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年鹿児島県告示第92号）第11条第1項の療養費，同要綱第14条第1項のはり・きゅう施術・温泉療養費若しくは同要綱第17条第1項の療養手当
  - (2) 条例別表第1の4の項の支給を受けている者又はその支給の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は，生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）の趣旨に基づき同通知記1の生活に困窮する外国人に対して行う次に掲げる事務とする。
  - (1) 要保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (3) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - (4) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (5) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
  - (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
- 6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
  - (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第7条の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。
  - (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の登録の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
  - (2) 介護保険法第69条の4の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は，児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の過誤払を受けた者若しくはその者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
- 9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は，母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項，第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付けを受けている者若しくはその連帯債務者若しくは連帯保証人若しくはこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
- 10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号。以下この項において「県営住宅条例」という。）第8条第1項若しくは第9条第1項の入居の申込みの受理，その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
- (2) 県営住宅条例第13条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の知事の承認の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (3) 県営住宅条例第16条の収入の申告の受理，その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- (4) 県営住宅条例第17条（県営住宅条例第31条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは県営住宅条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- (5) 県営住宅条例第32条第3項の期限の延長の申出の受理，その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
- (6) 県営住宅条例第35条の収入状況の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認
- (7) 県営住宅条例第41条第1項第5号の明渡し請求（県営住宅条例第26条に限る。）に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
- (8) 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認（条例別表第2の規則で定める事務）

第5条 条例別表第2教育委員会の項の1の規則で定める事務は，次のとおりとする。

- (1) 給付の請求の受理，その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

2 条例別表第2教育委員会の項の2の規則で定める事務は，鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成27年11月17日鹿教義第486号教育長通知）第4条（同要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書等（以下この項において「調書等」という。）の受理，調書等に係る事実についての審査又は調書等の提出に対する応答とする。

3 条例別表第2教育委員会の項の3の規則で定める高等学校等奨学のための給付金支給事務は，鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱（平成26年7月11日鹿教高第122号教育長通知）第5条の奨学のための給付金の支給の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

#### 附 則

- 1 この規則は，平成28年1月1日から施行する。
- 2 書面による本人確認情報の開示に要する費用の負担に関する規則（平成14年鹿児島県規則第51号）は，廃止する。